

「平成28年熊本地震」の被災者の方々への契約者貸付・入院給付金の特別取扱について

1. 契約者貸付のお取扱い（新規受付の終了）

契約者貸付（新規貸付）の利息免除の新規受付は、6月30日をもって終了いたしました。利息免除での貸付をご利用中のお客さまには、平成28年10月31日が近づきましたら、適用期間終了をご案内いたします。

対象契約者	災害救助法適用地域（※1）の被災のご契約者
金利	年利 0.0%
上記金利適用金額	契約者貸付限度額まで
上記金利適用期間	平成28年10月31日まで
新規受付期間	終了（平成28年6月30日まで）

（※1）平成28年（2016年）熊本地震に係る災害救助法の適用地域。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別取扱

次の場合には、入院が必要であった期間についても、入院したものとして入院給付金をお支払いいたします。

状況	対応方法
ただちに入院できなかった場合	地震により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により、ただちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合には、お客さまからお申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。
必要な入院治療を受けられなかった場合 （退院せざるをえなかった場合）	引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、当初の予定より早く退院し自宅、避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。
医療施設に入院できなかった場合	入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、入院できず自宅・避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

（注）これらのお取扱いにつきましては、熊本地震にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。

以上